

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の
施行に関する重要事項について（答申）

（ 路上喫煙等禁止区域の指定について ）

平成19年9月

京都市路上喫煙等対策審議会

はじめに

喫煙行為は、個人の自由の範疇に属する行為であり、喫煙時に周囲の方の身体等への被害の防止や健康への影響の抑制を図ることは、第一に喫煙者自らがマナーとして守るべき事柄である。

しかし、マナーを欠いた喫煙行為によるやけどや焼け焦げ等の被害の防止や健康への影響の抑制を図るため、特に多数の方がいる場所での喫煙行為に対しては、公的なルールとして一定の規制が必要となった。

そこで、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」（以下「条例」という。）が平成19年5月29日に制定、同年6月1日に施行された。

この条例は、市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的として、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図る趣旨で制定されたものであり、京都市路上喫煙等対策審議会は、条例第7条の規定に基づく市長の諮問機関として設置されている。

条例第5条第1項では、条例の趣旨から特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域について、市長が路上喫煙等禁止区域（以下「禁止区域」という。）に指定することができる旨の規定が設けられ、同条第3項では、禁止区域の指定に先立ち、市長が本審議会の意見を聴くよう定められている。

本審議会は、平成19年8月10日付け文市地第62号により、条例の施行に関する重要事項として、路上喫煙等禁止区域の指定についての諮問を受けた。

今回、禁止区域の指定について、答申を行うものであるが、禁止区域の指定を契機として、喫煙マナーの向上が図られ、市域全体において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。

1 禁止区域の指定の考え方

- (1) 条例は、屋外の公共の場では、路上喫煙等をしないよう努力する義務を課すとともに、「禁止区域」を設け、喫煙しない義務を課し、違反者に罰則を適用することとしている。

しかし、条例制定の趣旨は、実際の路上喫煙による迷惑や被害の防止とともに、違反者が路上喫煙防止の趣旨を理解し、マナー向上の契機となることを期待するものであり、喫煙する自由を制限する「禁止区域」の指定は、周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じる（危険性が高い）と想定される地域に限定すべきである。

- (2) 禁止区域の指定方法としては、大別して、面（エリア）で指定する方法と線（道路）で指定する方法があるが、禁止区域に指定すること自体に一定の啓発効果が期待できるため、禁止区域の指定に当たっては、市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、かつ、実効性のある取組を進めていくことができる区域とすることが重要である。

面で指定することは、一見すると市民等に分かりやすいように思われるが、相対的に通行量が少ない（危険性が低い）細街路まで含まれてしまい、禁止区域の指定は限定的であるべきという原則に反するとともに、禁止区域に私有地が含まれ、公有地との区別が必ずしも明確でない場合があるため、市民等に対する明確性という点からも、線（道路）で指定する方法がよいと考える。

2 具体的な禁止区域について

以上の考え方及び京都市が行った定点調査の結果を踏まえ、禁止区域を「路上喫煙が行われると、やけど等の被害や健康への影響が生じる危険性が大きい、平日及び休日の平均通行者数がともに1,000人以上ある路線」とし、下記に掲げる路線を指定することを妥当とする。

記

- 河原町通（御池通から四条通まで）
- 裏寺町通（六角通から四条通まで）
- 新京極通（三条通から四条通まで）
- 寺町通（御池通から四条通まで）
- 烏丸通（御池通から四条通まで）
- 三条通（三条大橋から烏丸通まで）
- 六角通（河原町通から寺町通まで）
- 蛸薬師通（河原町通から寺町通まで）
- 錦小路通（新京極通から烏丸通まで）
- 四条通（東大路通から烏丸通まで）

<付帯意見>

本審議会は、今後の京都市の路上喫煙対策において、次の事項に留意することを市長に具申する。

- 1 路上喫煙等禁止区域の指定については、市民や観光客に対して十分周知を図るとともに、同区域内において路上喫煙等を行う者に対して路上喫煙をやめるよう徹底した指導を行うこと。
- 2 喫煙者と非喫煙者の共存を目指す観点から、路上喫煙等禁止区域周辺の適当な場所に、周囲に配慮した喫煙設備を設置すること。
- 3 今後、多数の通行量がある区域については、必要に応じて路上喫煙等禁止区域に追加指定することを検討すること。